

田村市中小事業者原油価格・物価高騰対応支援給付金  
申請要領

令和4年12月15日

**【申請先】**

滝根町商工会 大越町商工会 都路町商工会 常葉町商工会 船引町商工会  
78-2033 79-2555 75-2497 77-2019 82-4264

受付時間 平日 9:00～16:00

**【問合せ先】**

田村市役所 産業部 商工課 商工振興係

TEL : 0247-82-6677

e-mail:shoko@city.tamura.lg.jp

## 1 支援の目的

物価高騰や原油高騰等の影響を受けている市内の事業者を支援するため、中小企業者及び個人事業者に対して、支援金を支給します。

## 2 給付対象要件

給付対象者は、下記のすべてに該当する者としします。

(1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号の事業を営む事業者若しくは一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人であること。ただし、次のア及びイのいずれかに該当する者を除く。

ア 田村市医療福祉施設原油価格・物価高騰対応支援給付金支給事業実施要綱(令和 4 年田村市告示第 157 号)に規定する医療福祉事業者等

イ 農業、林業又は漁業を主たる事業として営む個人事業主

(2) 申請の日において、3 月以上事業を継続しており、当該申請日以降も事業を継続する意思を有していること。

(3) 事業収入があること。

(4) 個人事業主のうち、申請要件となる事業収入が主たる収入であること。

(5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 田村市暴力団排除条例(平成 24 年田村市条例第 3 号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当するもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 号に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客受託営業を行う者

ウ 宗教的又は政治的活動を主たる目的として事業を営む者

エ 法人が罰金の刑に処せられた場合又は個人が禁固以上の刑に処せられた場合は、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けなくなった日から 1 年を経過しない者

オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 49 条に規定する排除措置命令若しくは同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた者又はその必要な措置が完了した日若しくはその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

カ その他市長が適当でないと認める者

## 3 支援金の給付金額

法人等 一律 10 万円

個人事業主 一律 5 万円

## 4 申請期間

令和 4 年 12 月 15 日(木) から令和 5 年 2 月 10 日(金) まで

※郵送申請においても締切日必着とします。

## 5 申請先

各町商工会 ※事業所所在地の商工会に申請してください。

郵送の場合 滝根町商工会 〒963-3602 滝根町神俣字梵天川 398  
大越町商工会 〒963-4111 大越町上大越字元池 197-1  
都路町商工会 〒963-4701 都路町古道字戸屋 70  
常葉町商工会 〒933-4602 常葉町常葉字上町 62-3  
船引町商工会 〒963-4312 船引町船引字上中田 17-1

## 6 留意事項

- ・ 給付要件に該当しない事案や、不正が判明した場合、支援金の不支給決定又は給付決定の取り消しを行います。給付後に発覚した場合は、支援金を返還していただく必要があります。
- ・ この支援金については、確定申告に含める必要がありますので、税務上の処理についてはご注意ください。

## 7 申請必要書類

- 1) 田村市中小事業者等原油価格・物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）
  - 2) 暴力団等の排除に関する誓約事項及び同意事項（様式第2号）
  - 3) 営業許可証、法人登記事項証明書、開業届出書、法人等の（設立等・異動）届出書の写し等（法人のみ）
  - 4) 事業収入が確認できる書類  
〈法人の場合〉
- 直近の事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え  
※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付

〈個人事業者の場合〉

○以下の令和3年分確定申告書類

青色申告	白色申告
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 確定申告書第一表の控え</li><li>・ 所得税青色申告決算書の控え</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 確定申告書第一表の控え</li><li>・ 収支内訳書の控え</li></ul> <p>※確定申告の義務がないため、確定申告書類を提出できない事業者は、住民税の申告書類（令和4年度市町村民税・県民税申告書の控え（確定申告書類の代替）</p>

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付

- 5) 振込先口座の通帳の写し
- 6) 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）

## 8 申告書類の詳細について

- 1) 田村市中小事業者等原油価格・物価高騰対応支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）

- 手書きの場合は必ずボールペンを使用してください。
- 不備などがあつた場合連絡のため、担当者・連絡先を必ずご記入ください。
- 日付については、実際の記入日を記入してください。

2) 暴力団等の排除に関する誓約事項及び同意事項（様式第2号）

- 手書きをされる場合は、必ずボールペンを使用してください。
- 日付については、実際に記入した日付を記入してください。（申請書日付と同日）

3) 営業許可証、法人登記事項証明書、開業届出書、法人等の（設立等・異動）届出書の写し等  
（法人のみ）

- 団体の場合は、代表者名・団体の目的・組織・運営・事業内容・事務局の組織・所在等を明らかにする規約、規則等を提出してください。

4) 事業収入が確認できる書類

- 確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

◆ 法人の場合 ◆

- ・ 確定申告書別表第一の控え
- ・ 法人事業概況説明書の控え
- ・ 受信通知 (e-Tax による申告の場合のみ必要となります)

〈確定申告書別表第一の控え〉

納税地	令和 年 月 日	所 属 課 長 職	通 員 グ ル ー プ 整 理 番 号	青 色 申 告 一 連 番 号
(フリガナ)	電話 ( ) - ( )	税 務 署 長 職	通 算 親 法 人 整 理 番 号	整理番号
法人名			法 人 区 分	事業年度 (年) 月 日
(フリガナ)			業 務 種 目	売上金額
代表者			同 非 区 分	申告年月日
代表者住所			旧 納 税 地 及 び 旧 法 人 名 等	申告日 月 日
			添 付 書 類	税 理 士 法 第 30 条 規 定 の 書 面 提 出 有 無

令和 年 月 日	事業年度分の法人税 申告書	通 用 明 細 書 提 出 有 無
令和 年 月 日	課税事業年度分の地方税法 申告書	税 理 士 法 第 33 条 規 定 の 書 面 提 出 有 無
令和 年 月 日	(中間申告の場合 令和 年 月 日)	

所得金額又は欠損金額 (別表五「52」の①)	1		控 所得税の額 (別表六「一」(6)の①)	16	
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		除 外国税額 (別表六「一」(24)の計)	17	
法人税額の特別控除額 (別表六「五」)	3		計 (16) + (17)	18	
税額控除超過額 (租税特別措置法の適用による控除額) (別表六「三」(24) + 別表三「一」(17) - (18))	4	000	控除した金額 (12)	19	
税額控除超過額 (別表六「三」(24) + 別表三「一」(17) - (18))	5	000	控除しきれなかった金額 (18) - (19)	20	
同 上 対 する 税 額 控 除 額 (74) + (75) + (76)	6		所得税額等の還付金額 (20)	21	
留 保 税 額 留 保 金 額 (別表三「一」(4))	7	000	この申告による 中間納付額 (14) - (13)	22	
同 上 対 する 税 額 留 保 金 額 (別表三「一」(8))	8		欠損金の繰戻しによる 還付請求税額 (21) + (22) + (23)	23	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	000	計 (21) + (22) + (23)	24	
仮払税額に基づく過大申告の 戻正に伴う控除法人税額 (9) - (10) + (11) + (12)	10		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (59)	25	
控 除 税 額 計 (9) - (10) + (11) + (12)	11		この申告により前控 除した法人税額又は 減少する還付請求税 額正金 (64)	26	000
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	12	000	欠損金又は欠損金等の特例控 除額 (別表七「一」(15)の①) (若しくは(4)又は別表七「一」(15)の合計)	27	
中間申告分の法人税額	13	000	外国税額の還付金額 (79)	42	
差引確定 (中間申告の場合はその 差引税額) (13) + (14) - (15)	14	000	中 間 納 付 額 (40) - (39)	43	
課税法人税額 (別表三「一」(17)の①)	29		計 (42) + (43)	44	
課税法人税額 (別表三「一」(17)の①)	30		この申告前の所得 金額又は欠損金額に 対する法人税額 (65)	45	
課税標準法人税額 (29) + (30)	31	000	控除した法人税額 (66)	46	
地方法人税額 (57)	32		課税標準法人税額 (65)	47	000
税額控除超過額(租税特別措置法の適用による控除額) (別表六「三」(24) + 別表三「一」(17) - (18))	33		課税標準法人税額 (65)	48	000
税額控除超過額 (別表六「三」(24) + 別表三「一」(17) - (18))	34		剰余金・利益の配当 金等 (剰余金の分配) の金額 (別表七「二」(16)の①)		
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35				
仮払税額に基づく過大申告の 戻正に伴う控除地方法人税額 (35) - (36) + (37) + (38)	36				
控 除 税 額 計 (35) - (36) + (37) + (38)	37				
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	38	000			
中間申告分の地方法人税額	39	000			
差引確定 (中間申告の場合はその 差引税額) (39) + (40) - (41)	40	000			
地方法人税額 (57) + (39) + (40) - (41)	41	000			

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分… 令四・四・一以後終了事業年度等分

税 理 士 名	
---------	--

〈法人事業概況説明書〉

**法人事業概況説明書** FB1006

※本「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記述し、法人税申告書等に添付して提出してください。  
 ※なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、直前の期表に別途記載の上、添付願います。

法人番号  整理番号

法人名  事業年度  至  月  日  税務署  処理種

支店・店舗数 (1) 国内  (2) 国内子会社の数

1 事業内容 (1) 業種  (2) 事業内容

4 期末従業員数  (1) 常勤従業員  (2) 非常勤従業員

10 主要売上科目 (1) 売上  (2) 売上  (3) 売上

11 代表者に対する報酬等の金額 (1) 役員報酬  (2) 役員報酬

12	(1) 業種の状況 (2) 事業内容の特殊性	13	主たる設備等の状況
14	売上区分 現金売上 <input type="text"/> 販売上 <input type="text"/>	16	(1) 氏名 <input type="text"/> (2) 事務所 <input type="text"/> (3) 電話番号 <input type="text"/>
15	帳簿書類の名称	17	加入組合等の状況
18	月別売上(収入)金額 仕入金額 外注費 人件費 源泉徴収額	19	当年度の主要業績

受信システム (e-tax) ログイン

**メール詳細** 開く

送付されたデータも受け付けました。  
 なお、送付、受信の履歴は、税務局から送付されたデータが取り込まれるまで、ご了承ください。

【申告書内容】

届出先

利用者の氏名

氏名又は住所

受付番号 2220020200424

受付日時 22/02/02 00:42:47

受付 令和4年分

種別 所得税等申告書送付確認

送付金額

第3期分の納税 納付済税金

戻付される税金 戻付される税金

【添付書類】欄について 申告書は、申告書第一巻の添付書類の「形式」欄の登録を表示しています。

送付されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。  
 個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

【送付書】 送付書類を提出する場合は、送付書の内容を転記・印刷の上、送付書とともに送付書類を添付してください。

【電子申告書送付書送付請求】 申告データの送付先を転記の上、「電子申告書送付請求」のボタンを押すことで、送付先を請求することができます。  
 なお、送付先は申告データを送付した日付となります。  
 なお、送付先は申告書第一巻の添付書類「送付先」欄に記載されています。  
 申告書データの「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイル名でダウンロードできます。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と、「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要です。

◆ 個人事業者（青色申告）の場合 ◆

- ・ 確定申告第一表の控え
- ・ 所得税青色申告決算書の控え
- ・ 受信通知（e-tax による申告の場合のみ必要となります）

〈確定申告書別表一の控え〉

税務署長 令和〇〇年〇月〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B FA2201

現在の住所 <small>又は事業所事務所等</small>	フリガナ	氏名	生年月日	職業	屋号・番号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
令和〇〇年〇月〇日							
種類		青色申告	専業	修正	特異の表示	整理番号	電話番号
収入金額等		事業等	⑦				
所得金額等		事業等	①				
所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬				
税		課税される所得金額	⑩			〇〇〇	
金		上の⑩に対する税額	⑪				
計		配当控除	⑫				
算		申告納税額	⑭			〇〇	
その他		公的年金等以外の合計所得金額	⑮				
延滞納出		申告期限までに納付する金額	⑰			〇〇	
還受取る税金の所		延滞届出額	⑱			〇〇〇	

第一表 (令和三年分以降用) ④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

〈所得税青色申告決算書の控え〉

FA3000

令和〇〇年分所得税青色申告決算書(一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号(自宅)	氏名(名称)
業種名	電話番号(事業所)	電話番号
番号	加入団体名	

令和〇〇年〇月〇日

損益計算書(自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日)

提出用 令和三年分以降用	売上(収入)金額		損益計算書		所得金額	
	金額(円)	①	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
売上(収入)金額(雑収入を含む)		①	売上(収入)金額		①	
前払商品(製品)債権		②	減価償却費		②	
仕入金額(製品)債権		③	福利厚生費		③	
小計(②+③)		④	給料賃金		④	
期末商品(製品)債権		⑤	外注工賃		⑤	
差引原価(④-⑤)		⑥	利子割引料		⑥	
差引金額(①-⑥)		⑦	地代家賃		⑦	
租税公課		⑧	貸倒金額		⑧	
荷造運賃		⑨			⑨	
水道光熱費		⑩			⑩	
旅費交通費		⑪			⑪	
通信費		⑫			⑫	
広告宣伝費		⑬			⑬	
接待交際費		⑭			⑭	
損害保険料		⑮			⑮	
修繕費		⑯			⑯	
			雑費		⑰	
			計		⑱	
			差引金額(⑦-⑱)		⑲	
					⑳	
					㉑	
					㉒	
					㉓	
					㉔	
					㉕	
					㉖	
					㉗	
					㉘	
					㉙	
					㉚	
					㉛	
					㉜	
					㉝	
					㉞	
					㉟	
					㊱	
					㊲	
					㊳	
					㊴	
					㊵	
					㊶	
					㊷	
					㊸	
					㊹	
					㊺	
					㊻	
					㊼	
					㊽	
					㊾	
					㊿	

令和〇〇年分

FA3025

〇月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
計		

〇給料賃金の内訳

氏名	年齢	延べ月数	支給額	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
			給料賃金		
			賞与		
			合計		
その他(人分)					
計		延べ月数			

〇専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	延べ月数	支給額	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
				給料		
				賞与		
				合計		
計			延べ月数			

〇貸倒引当金繰入額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

金額	金額
個別評価による本年分繰入額(貸倒引当金の繰入額となる貸倒引当金の繰入額)①	
一括評価による本年分繰入額(年末における一括評価による貸倒引当金の繰入額)②	
本年分繰入総額(①+②)③	
繰入額(③×5.5%(金融業は3.3%))④	
本年分の貸倒引当金繰入額(①+④)⑤	

〇青色申告特別控除額の計算(この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

金額	金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)⑥	
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の金額の金額を置いてください。)(必ずのとさほり)⑦	
65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる)⑧	
65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる)⑨	
上記以外 10万円と⑩のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる)⑩	
上記以外 10万円と⑩のいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる)⑪	
の場合 青色申告特別控除額(11月1日～翌年3月31日までの期間)⑫	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。







5) 振込先口座の通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写しとします。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるよう通帳のオモテ面と通帳を開いた1, 2ページ目の両方を添付してください。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合には、電子通帳等の画面等の画像を印刷して提出してください。同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を印刷して提出してください。

6) 本人確認書類の写し（個人事業主のみ）

住所・氏名・生年月日・顔写真がはっきりと判別できるかたちで、以下のいずれかを提出してください。

- ・運転免許証（両面）
- ・個人番号カード（オモテ面のみ）
- ・写真付き住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書（両面）など
- ・パスポート

※上記を保有していない場合は、複数の書類で代替可。

- ・住民票の写し・病院の診察券など
- ・住民票の写しと各種健康保険証 など